## エコタウン形成促進事業費補助金

~手続きの一般的な流れ~

年間予定	時期	県	書類等※1,2	申請者
公募開始	令和6年5月9日	告知 相談受付		事前相談
公募〆切	令和6年6月24日	受理書類審査	①交付申請書 +添付書類 3交付決定前 着手届	申請
プレゼン 審査	令和6年7月4日	庁内審査委員会 開催	②申請辞退届	プレゼン ※STEP2、3のみ
交付決定	公募〆切から 約1ヶ月以内	交付決定 -	交付決定通知書  ④変更承認申請書  ⑤事業中止(廃止) 承認申請書  ⑧事業遅延等 報告書※3	事業実施
中間報告	令和6年12月13日	内容確認	⑥中間報告書	中間報告 ※求めない場合 あり
実績報告 • 確定検査	<b>実績報告〆切:</b> 事業完了後30日 以内あるいは <b>令和7年4月20日</b> の いずれか早い日まで	受付 審査 ※必要に応じ 現地確認	⑦実績報告書	<b>上</b> 実績報告
補助金 支払い		補助金の 額の確定 ◆ 支払い	確定通知書	確定金額を確認

<sup>※1</sup>書類のうち点線で囲んだものは必要に応じて提出するもの。

<sup>※2○</sup>で囲んだ数字は、様式の番号を示す。

<sup>※3</sup>事業遅延等報告書は、STEP3のみ提出することができる。